※令和8年4月１日より一部運賃が変わります。

三好市営バス　運賃表

佐野池田線

※赤字が今回変更・追加となります。

単位：円

	三好病院前	よんでん前	池田新町	池田BT	池田駅前	大通り	蓮見町	馬谷	板野	中西	三好橋	白地温泉	白地	天神トンネル口	佐馬地	一藤	天神	馬路	境の宮	峰友	一里松	雲辺寺口	佐野
三好病院玄関前	110	110	110	110	220	220	220	300	300	360	360	390	390	430	530	530	530	530	530	530	630	630	630
三好病院前		110	110	110	220	220	220	300	300	360	360	390	390	430	530	530	530	530	530	530	630	630	630
よんでん前			110	110	220	220	220	300	300	360	360	390	390	430	530	530	530	530	530	530	630	630	630
池田新町				110	220	220	220	300	300	360	360	390	390	430	530	530	530	530	530	530	630	630	630
池田BT					110	110	110	190	190	250	250	280	280	320	420	420	420	420	420	420	520	520	520
池田駅前						110	110	190	190	250	250	280	280	320	420	420	420	420	420	420	520	520	520
大通り							110	190	190	250	250	280	280	320	420	420	420	420	420	420	520	520	520
蓮見町								110	110	160	160	280	280	320	420	420	420	420	420	420	520	520	520
馬谷									110	160	160	210	210	210	320	320	320	320	320	320	420	420	420
板野										110	110	160	160	210	320	320	320	320	320	320	420	420	420
中西											110	110	110	110	210	210	210	210	210	210	320	320	320
三好橋												100	100	100	100	100	100	100	100	100	210	210	210
白地温泉													100	100	100	100	100	100	100	100	210	210	210
白地														100	100	100	100	100	100	100	210	210	210
天神トンネル口															100	100	100	100	100	100	210	210	210
佐馬地																100	100	100	100	100	100	100	100
一藤																	100	100	100	100	100	100	100
天神																		100	100	100	100	100	100
馬路																			100	100	100	100	100
境の宮																				100	100	100	100
峰友																					100	100	100
一里松																						100	100
雲辺寺口																							100
佐野																							

（10円未満の端数は、10円単位に四捨五入）

○運賃無料
　小学生未満
○運賃半額
　1.小学生
　2.身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、身体障害者手帳を提示したとき（※）
　3.都道府県知事の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、療育手帳を提示したとき（※）
　4.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介護人が介護のため乗車する場合で、保健福祉手帳を提示したとき（※）
　5.65歳以上で運転免許証を自主返納され、「運転経歴証明書」の交付を受けた方
　（※）　2及び3の割引き対象者は、有する手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記入されている場合は本人及び介護人、その他の場合は本人のみ
　　4の割引き対象者は、有する手帳の障害等級欄が第1級と記入されている場合は本人及び介護人、その他の場合は本人のみ